

大学発ベンチャー表彰 2017 概要 ～Award for Academic Startups～

1. 大学発ベンチャー表彰とは

「大学発ベンチャー表彰～Award for Academic Startups～」は、2014 年度より開始した表彰制度です。

大学など(国公立大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、国立研究開発法人、公益法人などの非営利法人)の成果を活用して起業したベンチャーのうち、今後の活躍が期待される優れた大学発ベンチャーを表彰するとともに、特にその成長に寄与した大学や企業などを表彰します。

本表彰は、大学などにおける研究開発成果を用いた起業及び起業後の挑戦的な取組や、大学や企業から大学発ベンチャーへの支援などを促進することを目的としています。

また本年は、若手経営者のよりアーリーなステージの企業にフォーカスし、経営者が 40 歳未満かつ設立後3年以内の企業のうち、今後の大きな活躍が期待できる大学発ベンチャーを表彰する「アーリーエッジ賞」を新設しました。

2. 表彰対象

対象：大学発ベンチャー^(※)

特にその成長に寄与した機関、企業(研究開発成果を創出した大学、支援および協力した企業など)がある場合には、それらの機関も表彰します。

ただし、アーリーエッジ賞については、表彰対象を経営者が 40 歳未満かつ設立後3年以内のベンチャー企業とその支援大学等、支援企業とします。

※大学発ベンチャー

ここでは、下記のいずれかに該当する企業を「大学発ベンチャー」と定義します。

i) 大学などの特許を活用して起業したベンチャー企業

但し、起業時点では上記に該当していないが設立 5 年以内に大学などから技術移転を受けたベンチャーも含まれます。

ii) 特許以外の大学などの研究成果を活用して起業したベンチャー企業(特許は取得していないものの、大学などにおけるアイデアやノウハウをもとに起業したベンチャー企業)

但し、起業時点では上記に該当していないが設立 5 年以内に大学などと共同研究などを行った成果を活用したベンチャー企業も含まれます。

iii) 教職員・学生などによる人材移転型ベンチャー企業

iv) 大学などが支援した出資・経営支援型ベンチャー企業

要件：

- ・応募時点で上場していない、概ね設立 10 年以内のベンチャーであること
- ・過去の本表彰における文部科学大臣賞、経済産業大臣賞を受賞していないこと

3. 表彰内容

- ・ 経済産業大臣賞
- ・ 文部科学大臣賞
- ・ 新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長賞
- ・ 科学技術振興機構理事長賞
- ・ 日本ベンチャー学会会長賞
- ・ アーリーエッジ賞

4. 表彰式

表彰式は、下記の通り執り行います。

<開催日時> 平成 29 年 8 月 31 日(木) 14:30～16:15

<会場> 東京ビッグサイト 東1ホールセミナー会場 (東京都江東区有明 3-11-1)

5. 主催

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構
国立研究開発法人 科学技術振興機構

6. 後援

経済産業省、文部科学省、日本ベンチャー学会、全国地方新聞社連合会